## 発議案第13号

ストレステストによる原子力発電所の再稼働を認めないよう求める意見 書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年3月6日

八千代市議会

議長 江野澤 隆 之 様

提出者 八千代市議会議員 秋 葉 就 一 ⑩ 同 中村健敏即 同 松﨑寛文印 賛成者 八千代市議会議員 小 林 恵美子 印 同 堀 口 明 子 印 智印 奥山 同 同 皆 川 知 子 ⑩ 同 橋 本 淳 印

同

原

弘 志 ⑩

## 提案理由

東京電力福島第一原子力発電所の事故の原因究明が完了していないにもかかわらず、また、経済的かつ科学的かつ政治的に実行可能な放射性廃棄物の管理及び無害化の方策が見つかっていないにもかかわらず、定期検査で運転停止中の原子力発電所をストレステストの結果を受けて再稼働させることは、危険かつ合理的でないため、国及び原子力安全委員会は原子力発電所の再稼働を認めるべきではない。

これが、本案を提出する理由である。

ストレステストによる原子力発電所の再稼働を認めないよう求める意見 書

2011年3月11日に発生した東日本大震災とその後の津波により、東京電力福島第一原子力発電所は大きな被害を受け、炉心溶融や水素爆発を伴う重大事故に至り、多量の放射性物質を放出、我が国を含むこの地球上に甚大な被害をもたらすに至っている。政府、国会、民間レベルで事故の原因究明が行われているが、事故から1年が経過した今日に至ってもいまだに客観的かつ科学的な検証及び原因究明が完了したとは到底言いがたい状況である。

そのような段階にもかかわらず、政府は原子力発電所のストレステストを行い、その結果により再稼働するか否かを近いうちに決め始める方針であることを明らかにした。

原子力発電所のストレステストとは、福島の原発事故後に、EUが自然災害に対する原子力発電所の安全評価のために始めたものである。個々の原子力発電所の設計基準以上の震災や津波を想定し、どの程度の安全余裕度があるかを机上で評価する。ところが、合否の判断基準がない、原発事業者がテストと自己評価を行う、放射性廃棄物の処分に対するテストが不十分、などの理由で原子力発電所の安全性を十分に証明することはできない。

昨年7月7日に前首相がストレステストの実施を表明し、7月22日には原子力安全・保安院から電力事業者に実施が指示された。10月28日には大飯原発3号機のストレステスト結果が提出され、本年2月20日までに意見聴取会が9回開催され、2月13日に原子力安全・保安院はそのストレステスト結果を内閣府原子力安全委員会へ報告した。しかし、同委員会の班目春樹委員長は2月20日の記者会見で「総合的安全評価は、一次評価と二次評価でセットだと理解している」と述べ、安全性を高めるための資料としては一次評価だけでは不十分、すなわち、現在のストレステストにより安全が確認できたわけではないとの見解を表明した。

原子力安全委員長も言うように、このストレステストでもって重大事故が発生しないことを証明することはできない。それゆえ、ストレステスト結果により原発の再稼働を認めることには無理がある。それは、原発の重大事故は従来

技術の事故に比べて格段に被害が大きく、超長期間のものとなるからであり、 重大事故の再発生は許されないものであるためである。

よって本市議会は、下記事項を強く政府等に求めるものである。

記

ストレステストを経た原子力発電所の再稼働は以下の諸条件が完全に満たされない限り行わないこと。

- 1. 国会の事故調査委員会及び環境NGO・NPO、研究者による調査結果を 踏まえること。
- 2. 主催者及び電力会社による出席依頼や質問依頼を徹底的に排した公聴会、 パブリックコメントや住民投票などの手段により、国民の声を幅広く聴取し、 公表すること。
- 3. 原子力発電所の事故の影響が及ぶ可能性のある半径30キロ圏内のすべて の自治体及び住民に、十分な説明を行い、意見を聴取し、再稼働への同意を 得ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月22日

八千代市議会

## 提出先

衆議院議長 様 参議院 議長 様 内閣総理大臣 様 文 部 科 学 大 臣 様 経済産業大臣 様 境 大 臣 環 様 原子力安全委員会委員長 様